

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和6年第5回定例会

1 案件名

議案第74号 佐野市税条例の改正について

(市民税課所管部分)

2 概要

地方税法等の改正に伴い、所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

【市民税関係】

公益信託の見直しに伴う所得税法及び地方税法の規定の見直しにより、寄附金税額控除等の規定を整備する。(第34条の7及び附則第4条の2)

【市民税、軽自動車税、入湯税関係】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い生じる引用条項のずれを整備する。(第36条の2、第89条及び第149条)

4 その他の事項

【市民税関係】

施行日 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

【市民税、軽自動車税、入湯税関係】

施行日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日

議案説明書

総合政策部 資産税課

提出議会：令和6年第5回定例会

1 案件名

議案第74号 佐野市税条例の改正について

(資産税課所管部分)

2 概要

地方税法等の改正に伴い、所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

【固定資産税関係】

(1) 固定資産税の課税標準に係るわがまち特例の特例割合を定める規定を追加する。

- ・再生可能エネルギー発電設備のうち、一定のバイオマス発電設備に係る特例割合を地方税法の参酌基準に準じ、7分の6と定める。(附則第10条の2第7項)
- ・居心地が良く歩きたくなるまちなか創出（滞在快適性向上施設）に係る特例割合を地方税法の参酌基準に準じ、2分の1と定める。(附則第10条の2第17項)
- ・上記の規定の追加に伴う項ずれを整備する。(附則第10条の2第7項から第19項まで)

(2) 私立学校法の改正に伴い生じる引用条項のずれを整備する。(第56条)

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い生じる引用条項のずれを整備する。(第63条の2及び第139条の3)

4 その他の事項

【固定資産税関係】

施行日 (1) 公布の日

(2) 令和7年4月1日

(3) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日